保存版
2026年2月

山鼻サンタウン防災計画

山鼻サンタウン　防災・防犯協議会
管理組合理事会
自治会役員会

はじめに

「山鼻サンタウン防災マニュアル」は2019年４月に策定され**約7年が経過**しました。
この間に各地で大規模な自然災害が**頻発・激甚化**し**新たな防災知見**が蓄積されました。
近年の観測・研究により**北海道周辺の新たな地震リスク**が顕在化し、また温暖化による**気象災害も猛威**を奮い続けています。
自然災害における「**自助・共助・公助**」それぞれの役割と重要性が指摘されています。
これらの状況を踏まえ、**自然災害への対応指針**として「山鼻サンタウン防災計画」を定めることとします。
なお、自然災害以外の失火・停電時などは従来の「山鼻サンタウン防災マニュアル（2019年4月版）」の内容に従って対応することとします。（本冊P22~24に抜粋掲載）

INDEX

１．防災計画の目的	P. １
２．何から身を守るのか？	P. ２
３．サンタウンで起きること	P. ３～ ５
４．「万が一」への備え	P. ６～ ８
５．共助の役割　住民相互の助け合い	P. ９～10
６．防災の具体的施策	P.11～15
７．解説編	P.16～21
８．防災マニュアル抜粋（火災・停電等）**・協定**	P.22～28

出典：内閣府・北海道庁・札幌市危機管理局・北大地震火山研究観測センター

１．防災計画の目的

大規模自然災害から

１）住民（約９３０名）の**命を守る**（災害関連死含む）
２）住民・所有者の**財産を守る**
３）共有施設の**機能を保全**する

２．何から身を守るのか？

自然災害リスクを知り、正しく恐れる

サンタウンで起きる自然災害は

「地震（揺れ）」と**「浸水（洪水・内水氾濫）」**

※行政ハザードマップより

主な自然災害リスク

- **地震**（揺れ・液状化・家屋倒壊、津波）
- **土砂災害**（土石流・地滑り・崖崩れ）
- **浸水**（洪水・内水氾濫）
- **火山災害**（噴火・火砕流・火山灰）
- **気象災害**

３．サンタウンで起きること

（１）地震（揺れ）

① 震度５以上が３分以上続く … 超長周期地震動

３０年以内に最大**９０％**

根室沖・十勝沖地震（千島海溝地震）

（解説1）P.17

特に上層階の揺れ大きい

② 震度６強 … 直下型の強い揺れ

３０年以内に最大**２６％**

札幌圏内活断層の**“ずれ”**による地震（野幌・月寒・西札幌断層）

（解説2）P.17

３．サンタウンで起きること

（２）浸水（洪水・内水氾濫）

５０cm未満の浸水

（南22条・ななかまど通り・11丁目通りの一部は**３m未満** ※）

ゲリラ豪雨・線状降水帯などによる

札幌市の排水処理能力は**雨量３５mm／時**まで

ex.仙台45mm/時、東京50mm/時、名古屋50mm/時、大阪60mm/時

※ 南23条 > 南22条 …標高差1.8m（南から北へ広がる扇状地）

３．サンタウンで起きること

（３）被害・生活への影響

① 地震（揺れ）

- 家具倒壊や家財飛散による**死傷・下敷き・閉じ込め、通電火災**など
- 電気・ガス・上水道・**トイレなど排水**・通信など　**ライフライン停止**　（解説3）P.18
- 食料・薬品・燃料・ガソリンなど　**生活物資の欠乏**　（解説4）P.18
- 生活環境の悪化、ストレス・疾病・寒さなど　**災害関連死**　（解説5）P.19

② 浸水（洪水・内水氾濫）

- **車両水没**　地下駐車場・地上駐車場の一部（PE）
- **電力供給障害**　地下設置の配電盤（P6・管理棟）への浸水
- **地下施設の浸水**　トランクルーム・備品庫など
- 一部ライフラインの停止

４．「万が一」への備え

（１）災害から命を守るのは“自助が７割”

自分の命は自分で守るという意識を持ち
平時から備えておくことが全ての基本

自助：共助：公助＝７：２：１
（防災知見・過去の大災害の教訓）
地域の全員が被災者

最大の敵は **“根拠なき楽観主義”（正常性バイアス）**
「今まで何もなかったし…
自分が生きているうちは**たぶん大丈夫だろう…**」

４．「万が一」への備え

（２）在宅避難が最優先

居室内が最も安全（火災以外）
自宅で5日程度 生き抜く“ 備え ”を

・サンタウンは**新耐震基準構造物**（震度７の大地震でも倒壊せず命を守る）

・居室内の**緊急避難スペース**※1 **・避難生活スペース**※2を事前に想定し準備

※1 廊下・トイレ・階段室など家具・家財が少ない場所 “頭を守る”

※2 家具・家財の固定・移動・処分、どの部屋で避難生活するか

・避難所は全壊等で自宅での生活が不可能となった人々を想定（木造戸建て住民が主）

・避難所の収容人数は札幌市全体で9万人（人口の5％）、山鼻中学校（近隣避難所）約300人

・外出先での被災の備えとして簡易防災品の携帯、自家用車に搭載
（ホイッスル、ウェットティッシュ、絆創膏、飴・チョコ、水、バッテリー、マスク、防寒シート、救急連絡先など）

４．「万が一」への備え

（３）自助（家庭内）備蓄が命をつなぐ

主な自助（家庭内）備蓄品 … ５日分が必須（できれば１週間分）

水（３リットル/１人/１日）、**食料**（日用食材のローリングストック）
簡易トイレ（６回/１人/１日）、**ガスボンベ**（２本/１人/１日 冬の暖房考慮）
例）家族２人５日分…水３０リットル、食料３０食分、簡易トイレ６０回分、ガスボンベ２０本
＋
医薬品、バッテリー、ライト、乾電池、ラジオ、暖房機器など厳寒期対策

共助・公助への依存は危険
あくまで自助の補完と心得る

共助（サンタウン）備蓄は自助の補完　→　４０人３日分

公助（札幌市）備蓄は限定的　→　避難所9万人（人口の５％）2日分

（解説６）P.20

５．共助の役割　住民相互の助け合い

（１）事前

防災計画策定、住民**啓発**、**要援護者**情報の更新、**住民名簿**の整備・更新

災害時の**対応体制**構築（対策本部・各チーム・管理組合・自治会・管理センター）

救援・救護・浸水防止資材の整備、**防災訓練・セミナー**実施、**家庭内備蓄**の斡旋

（２）発災時

災害対策本部の即時設置、住民の**安否確認**と**救援・救護**、**要援護者**支援

情報収集と伝達、**関係機関**との連携、**施設の保全と応急措置**

浸水対策（駐車場閉鎖、止水版・土のう設置等）、**コミュニティー**維持

災害弱者への寄り添い、**防犯体制**の構築

（３）事後

修復・復旧計画策定と実施、防災資材など**検証と補充**、**防災計画**の検証（PDCA）

※　詳細はP.12~15を参照

５．共助の役割　住民相互の助け合い

（４）「災害対策本部」の設置（第2集会室）

・設置基準　（以下の事象発生時ただちに立ち上げる）

地震　…　震度５以上

浸水　…「洪水特別警報」「氾濫特別警報」「記録的短時間大雨情報」発令時

・常駐体制　…　防災・防犯協議会本部長・副本部長・事務局長・副事務局長

非常事態収束の判断まで（各チーム※リーダーは必要に応じて駐在）

※情報連携チーム・給食給水チーム・救出救護避難誘導チーム

（５）「災害対策本部」の判断基準

「ハザードマップ」「北海道三陸沖後発地震注意情報」「特別警報」「避難指示」
「記録的短時間大雨情報」「線状降水帯情報関連情報」および「住民や施設の被災実態」
などに基づき適時・客観的に判断する

６．防災の具体的施策

「自助・共助・公助」「事前・発災時・事後」の防災マトリクス

自然災害以外の失火・停電などへの対応は
従来の「防災マニュアル」の内容に従って対応する

P.22~24に抜粋掲載

・地震・浸水以外の不測の自然災害リスクへも転用可能な施策とする

・新たな防災知見や環境変化などを踏まえ適時見直し・更新する

地　震	事前（備え）
自　助	・家具・家財の固定・移動・処分 ・緊急避難スペース・発災後生活スペースの想定と準備 ・消火器の設置場所確認 ・５日間程度(できれば7日）の家庭内備蓄の確保 （水・食料・簡易トイレ・燃料・薬品など） ・感震ブレーカー設置の検討（通電火災への備え） ・自家用車のガソリン、半減したら満タン補充 ・家族の医療情報（お薬手帳など）の整理 ・外出先での被災の備えとして簡易防災品を携帯・車載 （ﾎｲｯｽﾙ、ｳｴｯﾄﾃｨｯｼｭ、絆創膏、飴・ﾁｮｺ、水、ﾊﾞｯﾃﾘｰ、ﾏｽｸ、防寒ｼｰﾄ、連絡先等） ・緊急連絡先の整理 ・家族や知友人との安否確認方法の事前確認 ・地震保険契約の検討
共　助 **住民相互の助け合い** 管理組合・自治会 防災防犯協議会 管理センター	・「防災計画」の策定と周知（本計画） ・住民名簿の整備・更新（安否確認の精緻化） ・「災害時要援護者」情報の更新、班長との情報連携 ・防災訓練や防災セミナーの実施 ・住民の防災の備え・自助備蓄・発災時行動などの啓発 ・家庭内備蓄品の斡旋検討 ・救援救護資材の点検と補充 ・共助備蓄の更新・補充 ・情報収集と広報のための設備や仕組み検討 ・管理センターとの協働体制の確立 ・役員・班長間の連絡・連携手段の検討
公　助 （札幌市・北海道・省庁）	・災害リスクの最新知見によるハザードマップの更新 ・災害時の支援スキームや支援物資の確保 ・注意報・警報・特別警報・臨時情報・避難指示の発信体制整備 ・市民の防災減災意識の啓発活動 ・ライフライン・インフラ強靱化（事業者連携含）

	発災時	事後（復旧・復興）
	・ただちに住居内の緊急避難スペースへ移動、頭を守る （廊下、トイレ、階段室など家具・家財が少ない場所へ） ・玄関ドアなどの開閉確保 ・家族の安否確認 ・状況により救援救護を求める（班長へ） ・火の元確認、必要に応じて消火 ・状況に応じてブレーカー・ガス元栓・水道栓止める ・家庭内備蓄品の利用開始 ・簡易トイレ使用開始 ・災害対策本部からの情報入手 ・共助ボランティア活動への参加	・日常の生活スタイルへ徐々に移行 ・専用部分の必要な修復・修繕 ・地震保険等の申請手続き ・家具・家財道具の整理 次の災害に備え家具・家財の固定・移動・処分 ・家庭内備蓄品の補充・点検
	・震度５以上、災害対策本部立ち上げ（第２集会室） ・対策本部インフラの立ち上げ（ex.発電機稼働など） ・住民の安否確認と情報集約（班長-救出救護・避難誘導ﾁｰﾑ） ・災害時要援護者への対応（班長-救出救護・避難誘導ﾁｰﾑ） ・救助・救護（班長-救出救護・避難誘導ﾁｰﾑ） ・必要に応じ医療機関・消防・警察との連携（情報連携ﾁｰﾑ） ・施設の被害状況把握と立入制限・応急措置（修繕委員会） ・駐車場シャッター・各棟玄関オートロックの開放 ・住民・自治会サポータへのボランティア参加呼びかけ ・見回り巡回などによる防犯体制の構築 ・情報収集と広報、住民への情報発信（情報連携チーム） ・常時自室避難が不安な方々の居場所確保（第一集会室など） ・災害弱者への寄り添い・支援（住民相互の助け合い） ・発災急性期後に「炊き出し」などによるコミュニティ維持 ・基幹避難所（山鼻中学校）開設支援（住民の状況に応じて）	・非常時対応の収束判断 ・住民への継続的な復興・復旧支援 ・施設の修復・復旧計画立案と実行 ・地震保険等の申請手続き ・防災資材・備蓄の検証と補充 ・対応の総括と防災計画の検証見直し（PDCA） ・基幹避難所（山鼻中学校）の運営支援 （住民の状況に応じて）
	・注意報・警報・特別警報・臨時情報・避難指示などの発令 ・各種災害情報発信・広報 ・消防・警察・自衛隊による救助・救命・搬送・消火など ・「災害医療体制」発動、基幹病院受入れ、医療トリアージ ・ライフライン・インフラ稼働への応急措置（事業者連携含） ・域外自治体・国・機関からの支援派遣や緊急支援物資の管理 ・住民・帰宅困難者・観光客などへの支援全般 ・避難所の立ち上げ、被災者の受け入れ ・ボランティアセンター設置、受け入れ態勢の整備	・支援物資の配布や給水車による飲料水提供 ・ライフライン・インフラ復旧（事業者連携含） ・避難所運営 ・住宅の被害認定と「り災証明書」の発行 ・災害救助法に基づいた対応 （仮設住宅、生活再建支援金交付など） ・各種の生活再建や事業者支援

浸水	事前（備え）
自　助	・ベランダ・テラスの整理、物の撤去（暴風雨対策） ・車両の移動可能な環境整備（鍵の家族間共有等） ・雨合羽・長靴の準備 ・火災保険・自動車保険の特約見直し
共　助 **住民相互の助け合い** 管理組合・自治会 防災防犯協議会 管理センター	・「防災計画」の策定と周知（本計画） ・防災訓練、セミナーなどの実施 ・浸水警戒場所（止水版・土のう配置場所）の検討 ・止水版・土のう必要数の算定と確保 ・止水板設置と地下駐車場閉鎖タイミング検討 ・車両避難場所の検討（消防誘導路、ｼﾝﾌｫﾆｰ広場等）
公　助 （札幌市・北海道・省庁）	・災害リスクの最新知見によるハザードマップの更新 ・災害時の支援スキームや支援物資の確保 ・注意報・警報・特別警報・臨時情報・避難指示の発信体制整備 ・市民の防災減災意識の啓発活動 ・ライフライン・インフラ強靭化（事業者連携含）

	発災時	事後（復旧・復興）
	・窓・ベランダの施錠、室内への浸水防止 ・出入口から浸水対策（土のう）への参加 ・居室への浸水対策（土のう、5.6号棟１階） ・浸水想定される地下駐車場の車両避難（可能な範囲） ・７号棟前の地上駐車場（PE）の車両避難（可能な範囲） ・地下駐車場車の浸水対策参加（止水版・土のう設置） ・共助ボランティア活動への参加（止水版や土のう設置など）	・止水版・土のうの撤去・回収への参加・協力 ・車両の移動 ・浸水箇所の後片付け
	・「洪水特別警報」「氾濫特別警報」「記録的短時間大雨情報」 発令時、災害対策本部の立ち上げ（第２集会室） ・情報収集と広報、住民への情報発信（情報連携チーム） ・止水版・土のう設置の判断と情報発信 ・住民・自治会サポータへのボランティア参加呼びかけ ・浸水想定車両の避難（可能な範囲）判断 ・地下駐車場のシャッター開放 ・車両避難場所への車両誘導（可能な範囲） ・浸水想定地下駐車場の入口閉鎖と止水版・土のうの設置 ・浸水警戒場所への止水版・土のうの設置 ・被害状況の把握・立入制限・応急措置（修繕委員会）	・止水版・土のうの撤去判断 ・止水版・土のうの撤去・補充・保管 ・浸水箇所の後片付け ・施設被害の復旧 ・樹木・芝生などの復旧 ・火災保険等の申請手続き ・防災資材の検証と補充 ・対応の総括と防災計画の検証見直し（PDCA）
	・注意報・警報・特別警報・臨時情報・避難指示などの発令 ・各種災害情報発信・広報 ・消防・警察・自衛隊による救助・救命・搬送・消火など ・「災害医療体制」発動による基幹病院受け入れ実施 ・ライフライン・インフラ稼働への応急措置（事業者連携含） ・他自治体・国・機関からの応援派遣、緊急支援物資の管理 ・住民・帰宅困難者・観光客などへの支援全般 ・避難所の立ち上げ、被災者の受け入れ ・ボランティアセンター設置、受け入れ態勢整備	・ライフライン・インフラ復旧（事業者連携含） ・避難所運営 ・住宅の被害認定とり災証明書の発行 ・支援物資の配布や給水車による飲料水提供 ・災害救助法に基づいた対応 （仮設住宅、生活再建支援金交付など） ・各種の生活再建や事業者支援

解　説　編

解説１　根室沖・十勝沖地震（千島海溝地震）

- **最大震度７　マグニチュード８～９　超巨大地震**
- 太平洋プレート境界型の地震（東日本大震災と同規模・同メカニズム）
- **３０年で最大９０％**の発生確率（「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の対象地点）
- 道東・道南で**大津波による甚大な被害**（最大高26．5m＜釧路町＞）
- 推定死者数…**最大16.8万人**（東日本大震災2.2万人、釧路市最大8.4万人(人口半数以上)
- 約350年周期～**すでに425年経過**（前回は西暦1600年、関ヶ原合戦の年）
- プレート沈み込みによる**“歪み”の 蓄積が切迫**（1年10cm）、すでに４０m以上

解説２　活断層地震（野幌・月寒・西札幌断層）

- **最大震度７　マグニチュード７.３　札幌圏で直下型の強い地震**
- **３０年で最大２６％**の発生確率
- 市内の推定死者数**最大4,900人、**医療トリアージ実施
- ＜月寒断層地震＞　家屋全壊**1.4万棟**、全焼**890棟**、負傷者**6,200人**（うち重症3,500人）
  要救助**5,900人**、帰宅困難**11.6万人**、避難者**15万人**
- 札幌では**震度５強以上が50~100年に１回**程度発生の可能性（北大地研観ｾﾝﾀｰ）
- 札幌の大規模地震は**約200年前**（西暦1834年、江戸後期～天保大飢饉）
- **阪神淡路大震災や熊本地震**などと同規模・同メカニズム

解説３　トイレの使用停止　…　大規模地震発生時

・排水管破損により、**下層階で汚物の溢水・逆流**が発生するため…

　マンションの**トイレは使用できない（簡易トイレ備蓄が必須）**

・**風呂に溜めた水**をトイレに流すことは**不可**

解説４　生活物資（食料・薬品・燃料など）欠乏　…　根室沖・十勝沖地震

・**道外からの物流が麻痺・崩壊**することにより**北海道が孤立・孤島化**

・**大津波による甚大被害で太平洋側港湾が機能不全に**（苫小牧・室蘭・函館・釧路港など）

道外からの物　流

- **９３％**　**（海運）**　…苫小牧・室蘭・函館の被災３港で海運量の3/4
- **７％**　**（鉄道）**　…函館大津波により青函トンネル・道南鉄路が被災
- **１％未満**　**（空路）**　…被災・点検で稼働空港限定・物量的限界
- **０％**　**（陸路）**

・**域外（道外・海外）からの支援**は大津波による甚大被災地（道東・道南）が最優先

・**札幌は**甚大被災地（道東・道南）を**支援する側**で支援される側ではない

・道内発電所と北本連系線の被災により**電力供給切迫**（ブラックアウトのリスクも）

解説５　災害関連死の実態（2025年12月現在）

自然災害による直接的な死ではなく、**災害の影響によって間接的に命を落とす**こと

避難生活による生活環境の悪化や精神的ストレス・疾病・寒さなどが原因の死 … 救えた命

多くが高齢者（熊本地震では70歳以上が７８％、能登地震は未確定）

寒冷地では低体温症による凍死が多発（札幌・冬・早朝の地震、死者の約70％が凍死）

身体的要因
・体調悪化（寒さ・ストレス・持病悪化）、エコノミークラス症候群、治療・薬の中断
心理的要因
・家族の喪失、ストレス、不安からのうつ症状、孤立や無力感による自死
生活環境要因
・衛生環境の悪化、十分な食事や水分摂取ができない

東日本大震災 …	総死者数	22,228人のうち	3,808人	17.1％
熊本地震 …	総死者数	268人のうち	218人	**81.3％**
能登地震 …	総死者数	679人のうち	451人	**66.4％**

（申請中の能登地震関連死　266人）

解説６　共助・公助の備蓄食料　… 自助備蓄の補完・限定的

サンタウンの備蓄食料（2025年12月現在）　… ４０名３日分

備蓄用パン	１４４個
ご飯類	２００食
（梅がゆ、チキンライス、山菜おこわ、五目ごはん）	
缶入り乾パン	１２０缶
ビスケット	１２０個
缶詰	４４個
炊き出し用ご飯	１２kg
（ドライカレー、わかめご飯、おかゆ）	
水　地下給水タンクに1日分	
（停電時は管理センター裏蛇口から取水）	

＜住民９３０名で等分すると＞

パン	0.15個
ご飯類	0.21食
乾パン	0.12缶
ビスケット	0.12箱
缶詰	0.05缶
炊き出しご飯	１３g

「サンタウン防災協議会」食料備蓄の考え方

災害による室内の混乱で備蓄品の使用が不能となる世帯が出る場合を想定、被災率**３％と想定**

上記の食料以外に薬など防災備品を若干量を備蓄している

札幌市の備蓄食料　… ９万人（人口の５％）2日分　（避難所の収容人数相当分）

解説7　その他 ／ 今後の検討課題

・**管理センター職員の災害時出勤体制**（職員も被災者）

※防災対応は自治会・管理組合・管理センターの三者協働

・**住民名簿**の整備・更新による住民安否確認の正確性確保

・**浸水対策**資材（止水版・土のうなど）の必要量・導入の検討

・**救援救護資材、発電・蓄電機材、暖房機器**などの点検・新規導入の検討

・**停電下での情報収集と伝達**のためのデバイス・通信手段の検討（スターリンクwifiなど）

・役員・班長間や住民との**情報連携や広報**手段の検討

（メガホン・張紙、ホワイトボード・スターリンwifiなど）

・自助備蓄の啓発促進のため「備蓄品チェックリスト」や「**備蓄品パッケージ**」斡旋の検討

・山鼻サンタウン施設全体を住民の「**総合避難所**」のような場所と位置付ける

・**非居住者や近隣町内会**等との連携の検討

・**防災訓練のあり方**の検討～従来の野外イベント型（避難訓練）の見直し

防災・自助の啓発・研修セミナー、備蓄品の斡旋、炊き出しなどインドア開催の検討

「山鼻サンタウン防災マニュアル（2019年4月版）」より抜粋　＜ 火災 ＞

災害対策マニュアル

火災

時間経過

管理センター対応

火災報知器を鳴らすと同時に消防へ連絡

火災の場所等の情報をインターホンで繰り返し流し、避難の要不要を徹底

集会室に災害対策本部（情報センター）を設置（本部長・副本部長は基本的に火災終熄までは本部詰め）

管理員・協議会役員等による建物の被害確認（消防からの情報取得）

避難場所の確保とそのアナウンス
被災家族（隣家も含む）には集会室等へ避難してもらう

防災防犯協議会対応

家族の安否確認と安全確保後,第二集会室に集合（本部長、副本部長、事務局長ほか協議会役員、組合、自治会役員等）：必要なら拡声器等による招集

消防・警察等との対応

インターホン、掲示、拡声器等による正確な情報の発信

自治会班長等

火元近くの住民の安否確認（ただし危険を伴わない範囲に限る）

本部との連携

まず119番通報、個人の安全最優先で行動してください

「山鼻サンタウン防災マニュアル（2019年4月版）」より抜粋　＜停電＞

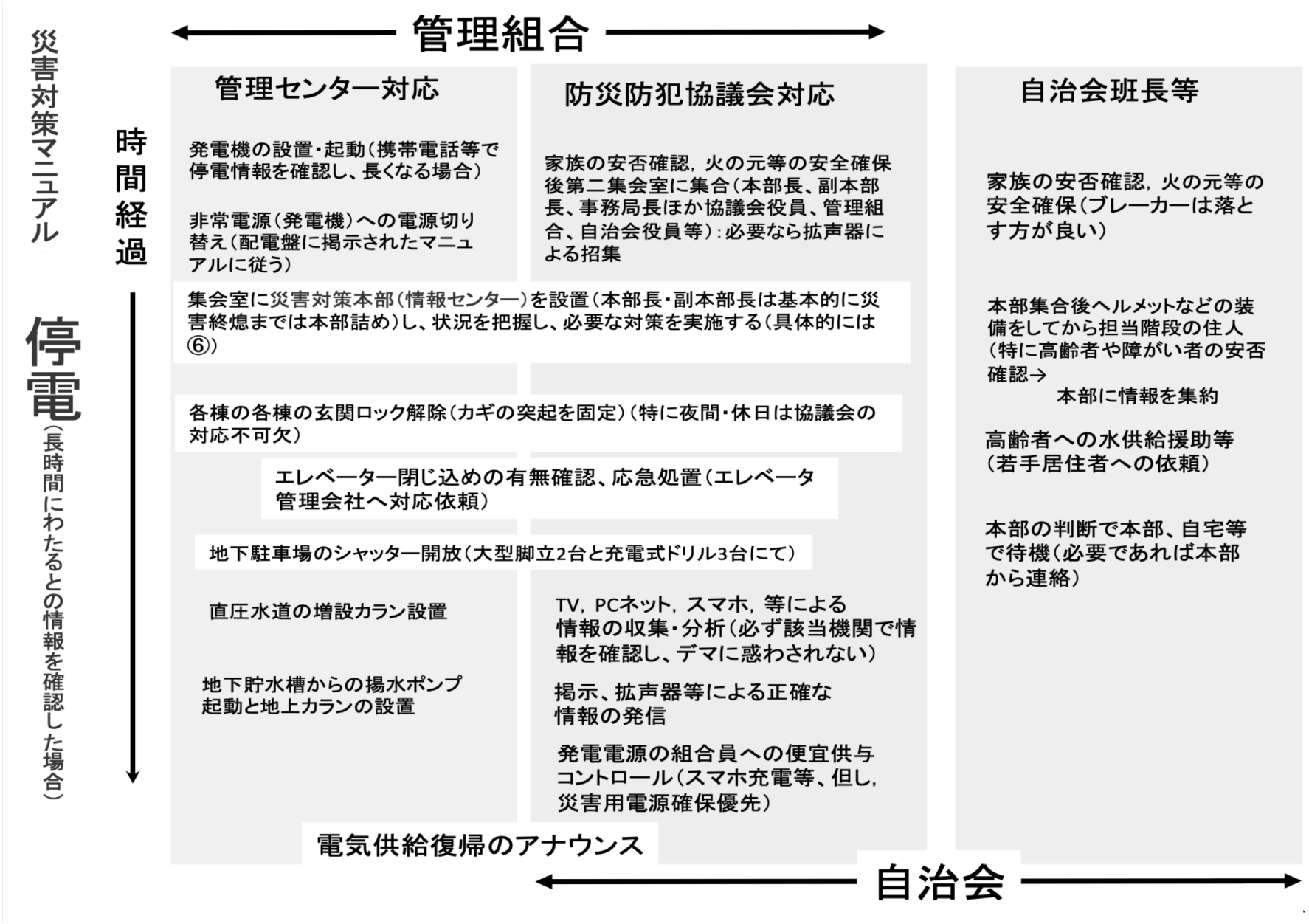

「山鼻サンタウン防災マニュアル（2019年4月版）」より抜粋　＜ ガス・水道損壊 ＞

災害対策マニュアル

ガス・水道損壊

時間経過

管理センター対応

集会室管理事務室の
ガス元栓・水道栓の閉栓

集会室に災害対策本部（情報センター）を設置（本部長・副本部長は基本的に災害終熄までは本部詰め）

管理員・協議会役員等による，各戸へのガス元栓・水道栓閉鎖のアナウンス

水道事故の場合は、地下貯水槽への水道供給管の閉鎖、地下貯水槽からの揚水ポンプ起動と地上カランの設置

給水情報（場所と時間等）のアナウンス

ガス水道復帰のアナウンス

防災防犯協議会対応

協議会役員第二集会室に集合（本部長、副本部長、事務局長ほか協議会役員、組合、自治会役員等）

TV，PCネット，スマホ，等による情報の収集・分析

掲示・インターホン・拡声器等による正確な情報（デマに惑わされない）の発信

自治会班長等

ガス元栓、水道栓の閉鎖を各戸に徹底

水道事故の場合は高齢者への水供給援助等（若手居住者への依頼）

本部の判断で自宅で待機（必要であれば本部から連絡）

山鼻サンタウン防災・防犯協議会協定

第1章 総 則

(目的)

第1条　この協定は、山鼻サンタウンにおける防災・防犯に関する組織及びその業務について必要な事項を山鼻サンタウン管理組合(以下「管理組合」という。)及び山鼻サンタウン自治会(以下「自治会」という。)の合意によって定める。

(適用の範囲)

第2条　この協定は、管理組合の区分所有者及びその同居人又は占有者及びその同居人(以下「居住者」という。)に適用する。

第2章 組 織

(名称)

第3条　第1 条に規定する組織を山鼻サンタウン防災・防犯協議会(以下「本会」という。)という。

(構成員)

第4条　本会は山鼻サンタウンの居住者をもって構成する。

(業務範囲)

第5条　本会は次の業務を行う。

(1) 防災・防犯に関する知識の普及・啓発に関すること
(2) 防災・防犯訓練に関すること
(3) 自然災害の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、避難誘導、救出救護及び給食給水等応急対策に関すること
(4) 居住者に対する防災・防犯対策上必要な事項の策定、報告、助言
(5) その他、本組織の目的を達成するために必要な事項

第3章 構 成

(本部・事務局)

第6条　本会に本部を置き、組織の運営に当たる。

2　本部は本部長、副本部長、事務局によって構成し、そのうち事務局は事務局長、事務局次長、チームリーダー、民生委員、修繕計画委員、会計によって構成する。(平成26年6月29日改正)

(1) 本部長　　1 名　(防火管理者等)
(2) 副本部長　　2 名　(管理組合理事長及び自治会会長)
(3) 事務局　　8 名

事務局長	1 名	(自治会員)
事務局次長	1 名	(自治会員)
チームリーダー	3 名	(自治会員)
民生委員	1 名	(自治会員)
修繕計画委員	1 名	(管理組合規約第6章第5節に規定する「理事会」)
会 計	1 名	(管理組合規約第6章第3節に規定する「役員」)

3　本部は、必要に応じてアドバイサーを置くことが出来る。

4．本部構成員は公募のほか、居住者の中から、管理組合理事会及び自治会役員会において選出し、それぞれの総会の承認をもって選任する。本部構成員の任期は１年とし、ただし、再任することを妨げない。

5　本部の任務は次のとおりとする。

（１）本部長は、本組織を代表するとともに、防火管理者資格を取得し、本組織を統括する。

本部長は、災害発生時、管理組合及び自治会の決議を待つことなく災害状況を事務局より収集把握し、必要な情報を居住者に提供する。

本部長は、平常時の予防活動及び災害発生時における応急活動の指揮を行うと共に消防署への情報提供及び避難者の確認を行う。

（２）副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その任務を代行する。

（３）事務局長は、災害発生時、関連機関との連絡をとり対応に当たる。

（４）事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が不在の場合、その任務を代行する。

（５）事務局員は、事務局長を補佐し、事務局長が不在の場合は、その任務を代行する。

事務局員は、災害時、担当職務を遂行し、災害状況及び逃げ遅れの有無等について本部長に報告するとともに、本部長の指示等を各チームメンバーに連絡する。

（６）会計は、本組織の予算の編成、金銭の出納保管を行う。

6　本部は、第5 条の業務の他、幹事会を設置し、次の事項を審議、実施する。

(1) 管理組合理事会及び自治会役員会に具申すること（協定の改定等）

(2) 管理組合及び自治会より委任されたこと

(3) 災害発生時における本部運営に関すること

(4) その他、管理組合理事会及び自治会役員会が特に必要と認めること

7　幹事会は、本部長が必要の都度出席者を指名して開催し、組織の運営その他必要と思われる事項について審議、決定する。議決すべき事項については、出席者の過半数をもって議決する。

8　事務局は、同条第５項の業務の推進に当たるとともに、組織体系図及び名簿を作成し、本会の業務内容の整理をする。

(チーム)

第7条　本部の下部組織として次のチームを置く。

(1) 情報連絡チーム		8 名(各棟から1名)
(2) 救出救護・避難誘導チーム	2	27名(各階段の班長27名)
(3) 給食給水チーム		8名(各棟から1名)

2　チームメンバーは自治会役員の他、自治会の推薦により選出する。
ただし、再任することを妨げない。

3 チームにはチームリーダー及びサブリーダーを置くこととし、選出は、チーム内の互選もしくは、自治会の推薦による。

（1） チームリーダーは、各チームを代表し、各チームを統括する。
（2） サブリーダーは、チームリーダーを補佐し、チームリーダーが不在の場合は、その任務を代行する。

4 各チームの任務は次のとおりとする。
(1) 情報連絡チームは、災害等の発生時に、近くの非常警報設備を作動させる等して居住者に知らせるほか、消防署に通報する。
(2) 救出救護・避難誘導チームは、負傷者の応急救護を行うとともに救急隊と連携をとり負傷者の救護に当たる。また、災害状況を把握し、火災の場合は、火元反対側階段又は避難器具を利用して、避難者の補助及び誘導に当たる。避難の開始は、防災本部からの避難命令又は本部長の状況判断によるものとし、居住者に統一行動を取らせるよう努める。
(3) 給食給水チームは、居住者への食糧等の確保、手配を行う。

第4章　その他

第8条　毎年1 回、管理組合総会及び自治会総会の場において活動報告をする。
第9条　管理組合理事会と自治会役員会は、本会の目的と役割に鑑み、連携をとるものとし、定めのない事項及び防災・防犯に関する事項について互いに協議する。

付則
1. この協定は平成23 年5 月２２日より施行する。
2. この協定は平成26 年6 月29日より改定する。
3. 本協定の証として、協定書２通を作成し、管理組合理事長及び自治会長が記名押印したうえ、各自１通を保有する。

山鼻サンタウン防災・防犯協議会　組織体系図

（別表）

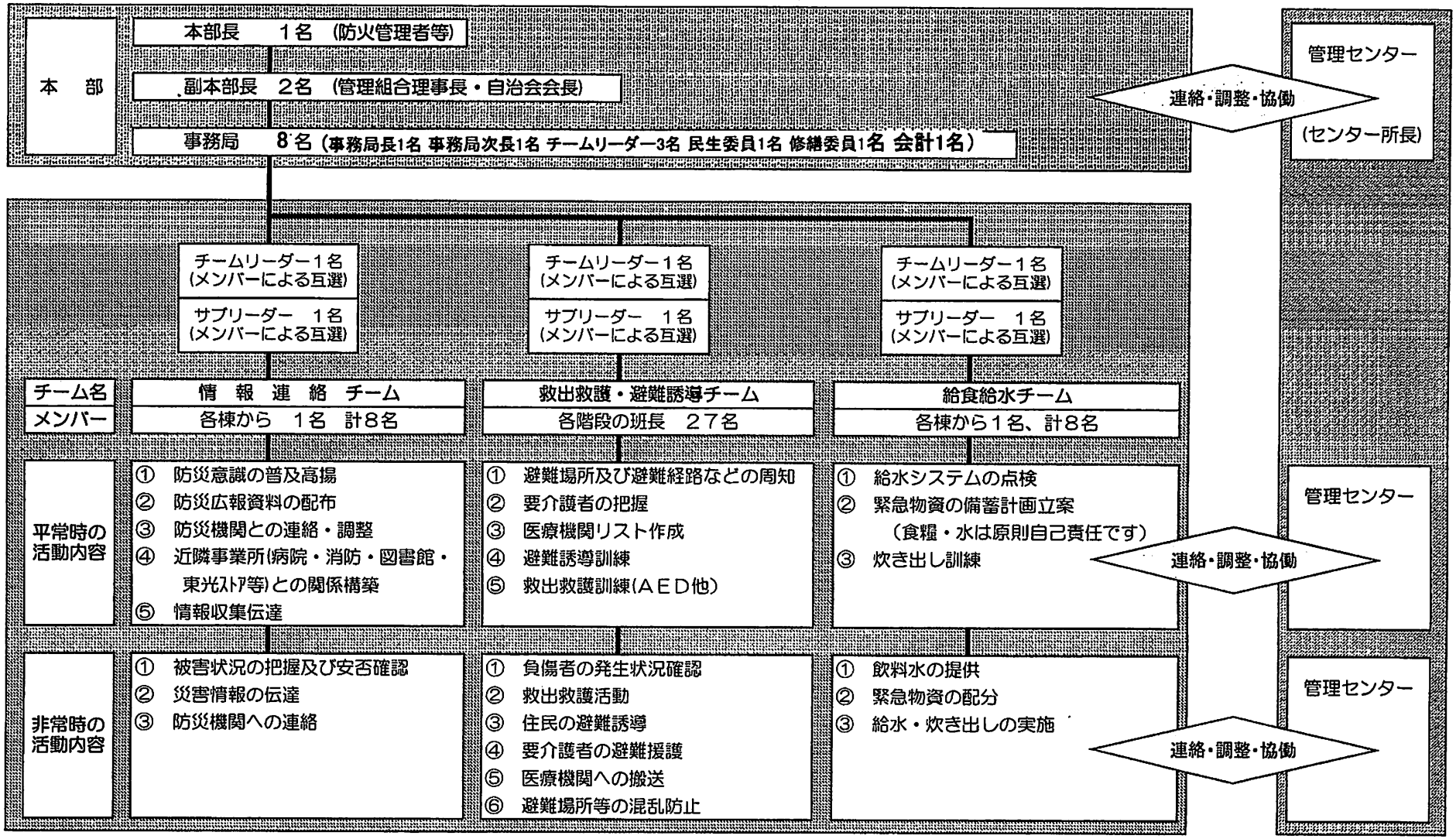


山鼻
サンタウン
YAMAHANA SUN TOWN